



第74期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年12月22日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ
5階「日輪」

議決権行使期限

2021年12月21日（火曜日）午後5時30分まで

横浜冷凍株式会社

証券コード：2874

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前の議決権行使にご協力いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

目次

■ 第74期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
[第1号議案] 剰余金処分の件	
[第2号議案] 定款一部変更の件	
[第3号議案] 取締役12名選任の件	
[第4号議案] 取締役の報酬額改定の件	

添付書類

■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	50
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	57

証券コード 2874
2021年11月30日

株主各位

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号
本社事務所 横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー7階

横浜冷凍株式会社

代表取締役社長 松原弘幸

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第74期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する当社の対応について

総会当日は、以下の対応を予定しておりますので、ご案内申し上げます。株主の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

項目	対応・お願い事項
総会の運営	・株主総会当日までの流行の状況や政府等の発表内容等により、開催日時や開催場所の変更を決定した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.yokorei.co.jp/) にてお知らせいたします。
総会の議事	・感染症拡大防止の観点から、ご報告内容を簡略化する等、円滑な議事進行に努めてまいります。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
受付	・ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒及び検温にご協力くださいようお願い申し上げます。また、発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様は入場をお断りさせていただく場合がございます。
株主様控室	・感染症拡大防止の観点から、飲料を含め、ご用意はございません。
会場	・株主席の間隔を広げて配置するため、ご用意できる席数が例年より減少いたします。このため当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。 ・会場内ではマスクをご着用いただき、着席後の席の移動はお控えください。
登壇者・運営スタッフ	・株主総会の登壇者及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用でご対応いたします。

事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。
ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

メールによる質問方法

下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。

【メールアドレス】 soukai@yokorei.co.jp

【必要事項】 ①株主番号（ご不明の場合は省略可です） ②お名前 ③ご住所
④ご質問（200文字以内で、要点を簡潔に、お願いいたします。）

※2021年12月15日（水曜日）午後5時まで

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。
インターネットによる議決権行使の方法は、次ページをご参照ください。

行使期限 2021年12月21日(火曜日) 午後5時30分まで

書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2021年12月21日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2021年12月22日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.yokorei.co.jp/>)に掲載させていただきます。

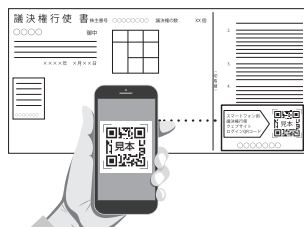
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.yokorei.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法

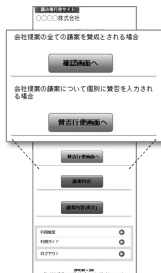
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



上記方法での議決権行使は **1** 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- ※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

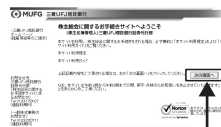
インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

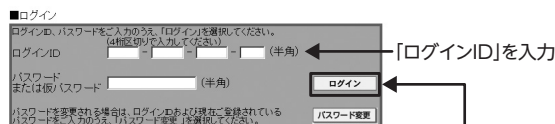
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「初期パスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。第74期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、679,140,079円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月23日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号の英文表示の変更

海外事業展開、海外投資家対応等のため、商号の英文表示を社名呼称に合わせるものであります。

(2) 事業目的事項の追加

今後の事業展開等を考慮し、事業目的に養殖業、製氷業を追加し、併せてセグメント別業容等を踏まえ、今日的な記載順の変更を行うものであります。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (商号) 当社は、横浜冷凍株式会社と称し、英文では <u>YOKOHAMA REITO CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 冷蔵倉庫業並びに普通倉庫業 2. 水産品の加工、販売並びに輸出入 3. 農畜産物の加工、販売並びに輸出入 4. <u>不動産賃貸業</u> (新設) (新設) 5. 通関業 6. <u>貨物利用運送事業並びに貨物自動車運送事業</u> 7. <u>食堂及び喫茶店の経営並びに飲食物の販売</u> 8. <u>その他前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、横浜冷凍株式会社と称し、英文では <u>YOKOREI CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 冷蔵倉庫業並びに普通倉庫業 2. 水産品の加工、販売並びに輸出入 3. 農畜産物の加工、販売並びに輸出入 4. 通関業 5. 養殖業 6. 製氷業 7. <u>貨物利用運送事業並びに貨物自動車運送事業</u> 8. <u>不動産賃貸業</u> 9. <u>食堂及び喫茶店の経営並びに飲食物の販売</u> 10. <u>その他前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条（条文省略）	第6条～第11条（現行のとおり）
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第14条（条文省略）	第12条～第14条（現行のとおり）
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条（株主総会資料の電子提供措置並びに書面交付請求） 当社は、株主総会の招集に際し、必要な事項について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2当社は、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求を受けた場合は、これを交付する。ただし電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について交付する書面に記載することを要しないこととする。
第16条～第19条（条文省略）	第16条～第19条（現行のとおり）
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条～第30条（条文省略）	第20条～第30条（現行のとおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第31条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第39条 (現行のとおり)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p>
	<p>第1条 (株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置) <u>現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除並びに変更定款第15条 (株主総会資料の電子提供措置並びに書面交付請求) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条但書に定める施行の日 (以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日</u> <u>に開催する株主総会については、現行定款第15条</u> <u>はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6月を経過した日又は前項の</u> <u>株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い</u> <u>日をもってこれを自動的に削除されることとする。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって現在の取締役全員（11名）が任期満了となりますので、社外取締役4名を含む、取締役12名の選任をお願いするものであります。なお、更なるコーポレートガバナンス強化と企業価値の向上を図るため、社外取締役を1名増員しております。また、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が委員の半数以上を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会 出席回数
1	再任	よし かわ とし お 吉 川 俊 雄	代表取締役会長	13回／13回 (100%)
2	再任	まつ ばら ひろ ゆき 松 原 弘 幸	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
3	再任	いの うえ ゆう じ 井 上 祐 司	取締役副社長	13回／13回 (100%)
4	再任	お ち こう じ 越 智 孝 次	取締役	13回／13回 (100%)
5	再任	よし かわ なお たか 吉 川 尚 孝	取締役	13回／13回 (100%)
6	再任	はな ざわ みき お 花 澤 幹 夫	取締役	13回／13回 (100%)
7	再任	ふる せ けん じ 古 瀬 健 児	取締役	13回／13回 (100%)
8	再任	おか だ ひろし 岡 田 洋	取締役	13回／13回 (100%)
9	再任 社外	さか い もと つぐ 酒 井 基 次	取締役	13回／13回 (100%)
10	再任 社外	ほり あい よう すけ 堀 合 洋 祐	取締役	9回／10回 (90%)
11	新任 社外	ほん だ みつ ひろ 本 田 光 宏		—
12	新任 社外	さか もと より こ 坂 本 順 子		—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>よし かわ とし お 吉 川 俊 雄 (1944年11月2日生)</p>	<p>1968年4月 当社入社</p> <p>1996年12月 当社常務取締役 総務部長</p> <p>2003年12月 当社代表取締役社長</p> <p>2015年12月 当社代表取締役会長 (現在に至る)</p>	137,720株
<p>【取締役会出席状況(当事業年度)】13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉川俊雄氏は、2003年12月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において先見の明を有したリーダーシップにより、グループ会社全体の企業価値向上に努めるとともに、経営の先頭に立って推進してまいりました。その豊富な経験と幅広い見識は、当社グループにおける持続的な企業価値向上に必要な不可欠なため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>まつ ばら ひろ ゆき 松 原 弘 幸 (1955年10月4日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社</p> <p>2011年12月 当社執行役員 総務部長</p> <p>2013年12月 当社取締役 管理本部長 内部統制、コンプライアンス、関係会社管理担当</p> <p>2018年9月 当社取締役 管理本部長 関係会社管理担当</p> <p>2019年4月 当社取締役 冷蔵事業本部長 兼 広域営業部長</p> <p>2019年12月 当社代表取締役社長 管理本部長 中期経営計画推進委員長</p> <p>2021年10月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	48,378株
<p>【取締役会出席状況(当事業年度)】13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>松原弘幸氏は、管理本部長、冷蔵事業本部長の要職を歴任し、2019年12月からは当社代表取締役社長として、既成概念に左右されない視点と経営判断により、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と見識は、事業運営並びに経営の監督を的確に遂行し、当社グループにおける持続的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>再任</p> <p>いのうえ ゆうじ 井上 祐司 (1954年4月8日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社</p> <p>2003年12月 当社執行役員 東京工場工場長</p> <p>2012年4月 当社取締役 冷蔵事業本部長 兼 関東ブロック長 子会社冷蔵事業担当</p> <p>2015年12月 当社常務取締役 冷蔵事業本部長</p> <p>2017年12月 当社常務取締役 管理本部長 兼 冷蔵事業本部長 兼 広域営業部長</p> <p>2019年4月 当社常務取締役 全部門統括</p> <p>2019年12月 当社取締役副社長 事業部門担当 広報IR部・SDGs推進担当</p> <p>2021年10月 当社取締役副社長 事業部門担当 広報IR部・SDGs推進担当 中期経営計画推進委員長 (現在に至る)</p>	45,107株
<p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>井上祐司氏は、当社取締役副社長として会長及び社長を補佐し、当社の業容拡大を牽引する等、企業価値向上に貢献してまいりました。その豊かな見識と実績を活かして、事業運営への提言、並びに経営の監督を的確に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>おちこうじ 越智 孝次 (1961年8月6日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2009年12月 当社執行役員 (株)アライアンスシーフーズ 出向 同社常務取締役</p> <p>2011年12月 当社取締役 (株)アライアンスシーフーズ出向 同社取締役副社長</p> <p>2016年10月 当社取締役 京浜ブロック長</p> <p>2017年4月 当社取締役 管理本部副本部長 兼 総務人事統括部長 内部統制、コンプライアンス、関係会社管理担当</p> <p>2019年4月 当社取締役 管理本部長 関係会社管理担当</p> <p>2019年12月 当社取締役 販売事業本部長 (現在に至る)</p>	25,237株
<p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>越智孝次氏は、グループ会社の経営や各部門の要職を歴任し、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。その多様な経験から会社業務全般に精通しており、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> よし かわ なお たか 吉 川 尚 孝 (1974年9月11日生)	1998年7月 当社入社 2011年4月 当社横浜物流センター所長 2017年12月 当社執行役員 総務人事統括部長 2019年12月 当社取締役 総務人事統括部長 兼 投融資部長 2020年5月 当社取締役 投融資部長 兼 海外事業部長 2021年10月 当社取締役 販売事業副本部長 兼 事業総合企画部長 兼 広域販売事業部長 (現在に至る)	14,552株
<p>【取締役会出席状況（当事業年度）】 13回／13回（出席率100%）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉川尚孝氏は、冷蔵事業部門で業務経験を積み、総務人事統括部長、海外事業部長等を歴任した後、販売事業部門における事業効率化を推進する等、当社の発展に貢献しております。当社取締役としてその経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はな ざわ みき お 花 澤 幹 夫 (1960年4月21日生)	1983年4月 当社入社 2007年10月 当社子安物流センター所長 2013年12月 当社執行役員 中京・東海ブロック長 兼 小牧物流センター所長 2015年12月 当社取締役 総務人事統括部長 2016年2月 当社取締役 管理本部長 兼 総務人事統括部長 内部統制、コンプライアンス、関係会社管理担当 2017年4月 当社取締役 冷蔵事業本部長 兼 京浜ブロック長 2018年9月 当社取締役 畜産グループ統括部長 2021年10月 当社取締役 リスクマネジメント部長 (現在に至る)	33,405株
<p>【取締役会出席状況（当事業年度）】 13回／13回（出席率100%）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>花澤幹夫氏は、経理業務に従事した後、管理本部長、冷蔵事業本部長等の要職を担い、幅広い分野で当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその多様な経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<p>再任</p> <p>ふるせけんじ 古瀬健児 (1962年9月14日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2001年10月 当社佐世保営業所長</p> <p>2015年7月 当社九州グループ統括部長 兼 九州営業部長</p> <p>2015年12月 当社執行役員 九州グループ統括部長</p> <p>2018年9月 当社執行役員 内部監査室長</p> <p>2019年12月 当社取締役 国内産地販売グループ統括部長</p> <p>2021年10月 当社取締役 管理本部長 兼 AEO総括管理室長 (現在に至る)</p>	18,383株
<p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>古瀬健児氏は、長く販売事業部門に従事した経験により業務全般に精通しております。内部監査室長や販売事業部門の要職を歴任し、現在、管理本部長として当社の発展に貢献しております。当社取締役としてその専門性と経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
8	<p>再任</p> <p>おかだひろし 岡田洋 (1972年1月12日生)</p>	<p>1996年4月 当社入社</p> <p>2011年4月 当社名古屋物流センター所長</p> <p>2017年12月 当社執行役員 京浜ブロック長 兼 東京羽田物流センター開設準備委員長</p> <p>2019年12月 当社取締役 ノルウェー事業担当</p> <p>2020年5月 当社取締役 海外戦略室長 (ノルウェー駐在) (現在に至る)</p>	10,521株
<p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡田洋氏は、長年の冷蔵事業部門での業務経験により業務全般に精通しており、冷蔵事業部門の要職を歴任した後、ノルウェー事業を担当し、当社の発展に貢献してまいりました。当社取締役としてその専門性と経験を活かし、職務を適切に遂行できる人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	<p>【再任】</p> <p>さか い もと つぐ 酒 井 基 次 (1953年2月1日生)</p> <p>【社外】 独立役員</p>	<p>2005年7月 全国農業協同組合連合会本所 コンプライ アンス・業務監査部部长</p> <p>2006年1月 同会監事監査事務局局長</p> <p>2008年10月 (株)全農ビジネスサポート 常勤監査役</p> <p>2014年6月 同社常勤監査役 退任</p> <p>2015年12月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>2020年7月 認定特定非営利活動法人経営支援NPOク ラブ理事 (現在に至る)</p>	3,839株
<p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 13回/13回 (出席率100%)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>酒井基次氏は、全国農業協同組合連合会における要職を歴任したことによる豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会等において経営全般に対する有用な意見、助言等を行っております。引き続き当社の経営全般に有用な意見を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしております。</p>			
10	<p>【再任】</p> <p>ほり あい よう すけ 堀 合 洋 祐 (1953年12月24日生)</p> <p>【社外】 独立役員</p>	<p>1980年10月 新光監査法人入所</p> <p>1988年7月 太田昭和監査法人移籍</p> <p>1989年3月 公認会計士堀合事務所開業 (現在に至る)</p> <p>2020年12月 当社取締役 (現在に至る)</p>	434株
<p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 9回/10回 (出席率90%)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>堀合洋祐氏は、公認会計士としての豊富な経験と企業財務に関する十分な知見を有しており、財務、会計の専門家としての目線で取締役会等において経営全般に対する有用な意見、助言等を行っております。引き続き当社の経営全般に有用な意見を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
11	<p>新任</p> <p>ほんだみつひろ 本田光宏 (1961年7月7日生)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1984年4月 国税庁入庁</p> <p>2010年7月 高松国税局総務部長</p> <p>2012年7月 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科教授 (現在に至る)</p> <p>2013年5月 TOMA 税理士法人 国際税務顧問 (現在に至る)</p> <p>2016年3月 ローランド ディー. ジー. (株) 社外監査役 (現在に至る)</p> <p>2016年4月 明治大学専門職大学院 兼任講師 (現在に至る)</p> <p>2017年4月 公益財団法人 租税資料館 研究助成等選考委員 (現在に至る)</p> <p>2018年6月 ユアサ商事(株) 社外監査役 (現在に至る)</p> <p>2021年6月 税理士法人山田&パートナーズ 税務顧問 (現在に至る)</p> <p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 ー</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>本田光宏氏は、国税庁で税務の要職を歴任し、現在は筑波大学大学院教授等として活躍されています。その豊富な経験と見識から、取締役会等において経営全般に対する有用な意見、助言等を頂けるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしております。</p>	0株
12	<p>新任</p> <p>さかもとよりこ 坂本順子 (1971年11月24日生)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1995年4月 東京都荒川区立第一日暮里小学校に赴任</p> <p>2011年9月 司法試験合格</p> <p>2012年12月 六田法律事務所入所 (現在に至る)</p> <p>2016年6月 綿半ホールディングス(株)社外監査役</p> <p>2018年4月 東京家庭裁判所調停委員 (現在に至る)</p> <p>2021年6月 綿半ホールディングス(株)社外取締役 (現在に至る)</p> <p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 ー</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>坂本順子氏は、教育者としての豊富な実績を持ち、また、弁護士としての幅広い知見と経験を活かし、様々な視点で取締役会等において経営全般に対する有用な意見、助言等を頂けるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 酒井基次氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
堀合洋祐氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、社外取締役候補者である酒井基次、堀合洋祐の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
また、社外取締役候補者である本田光宏、坂本順子の両氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、独立役員として届け出する予定であります。
5. 当社は、社外取締役候補者である酒井基次、堀合洋祐の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任され就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。
また、社外取締役候補者である本田光宏、坂本順子の両氏が選任され就任した場合、両氏とも同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。12名の候補者が取締役に再任又は選任され就任した場合には、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2021年9月30日現在の状況を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会を通じての保有分が含まれます。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス（予定）

役職	氏名	社内/ 社外	スキル								
			企業 経営	法務・ 内部 統制	危機 管理	人事・ 人財	財務 会計・ 税務	冷蔵 倉庫 事業	食品 販売 事業	海外 事業	
代表取締役会長	吉川 俊雄	社内	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表取締役社長	松原 弘幸	社内	○	○	○	○			○		
取締役副社長	井上 祐司	社内	○	○					○	○	
常務取締役	越智 孝次	社内		○		○			○	○	
取締役	吉川 尚孝	社内		○		○			○	○	○
取締役	花澤 幹夫	社内		○		○			○	○	
取締役	古瀬 健児	社内		○						○	
取締役	岡田 洋	社内							○		○
取締役	酒井 基次	社外		○							
取締役	堀合 洋祐	社外						○			
取締役	本田 光宏	社外(新任)						○			
取締役	坂本 順子	社外(新任)		○							
常勤監査役	井上 啓造	社外	○	○							
常勤監査役	林 修三	社外		○				○			
監査役	棚橋 栄蔵	社外		○							
監査役	宗像 久男	社外			○						

【ご参考】 社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者とみなす。

1. 当社グループ関係者
当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者
2. 取引先関係者
 - ① 当社グループの主要な取引先で、直近事業年度における当社グループとの年間取引額が、当社グループまたはその者の連結売上高の2%以上の者またはその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な借入先で、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者またはその業務執行者
3. 専門的サービス提供者
 - ① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関する専門家として、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受けている者
 - ② 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
4. 寄付または助成先
当社グループが、年間1,000万円以上の寄付または助成を行っている組織等の理事その他業務執行者
5. 議決権保有関係者
 - ① 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者
 - ② 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
6. 過去に該当したことがある者
過去3年間のいずれかの時点において、上記1. から5. のいずれかに該当していた者
7. 近親者
上記1. から6. に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族
8. 前各号の定めにかかわらず、当社グループと利益相反関係が生じ得る特段の事由が認められる者

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の基本報酬額は、2015年12月22日開催の第68期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役は20百万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当社は、将来的な経営体勢の強化並びに業容の拡大に伴う責務の増大を勘案し、取締役の基本報酬額を年額300百万円以内に増額改定とさせていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

また、上記報酬額のうち社外取締役分につきましては、更なるコーポレートガバナンスの強化と企業価値向上を目指した今回の増員と、当社が社外取締役に期待する役割が拡大していることを踏まえ、年額50百万円以内に増額いたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案「取締役12名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役4名）となります。

また、本議案に関しましては、独立社外取締役が委員の半数以上を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年10月1日～2021年9月30日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、長期間社会経済活動が抑制されるなど、厳しい状況が続いております。

海外においても先進国を中心にワクチン接種が進みましたが、一部の国では変異株による感染者数の再拡大に加え、原油高や供給制約など、景気の下押し要因が増しており、未だ先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが関わる食品関連業界はコロナ禍による影響が大きく、中食やデリバリーの需要が増加する一方、飲食店舗では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のエリア拡大や期間延長により、営業時間の短縮や休業、アルコール類の提供休止が続き、回復の目途が立たない状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループは2023年を最終年度とする中期経営計画（第Ⅰ期）「創る力」を策定し、冷蔵倉庫事業は「事業モデルの創造」、食品販売事業は「新たな食の価値の創出」を方針とし、最終年度（2023年9月期）に向けた事業目標およびサステナビリティ目標達成に向け、各重点施策に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績は、売上高110,782百万円（前期比3.7%減）、営業利益2,562百万円（前期比24.9%減）、経常利益2,762百万円（前期比25.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,605百万円（前期比54.0%増）となりました。

なお、当期はノルウェー養殖事業再編に伴うHIYR AS（Hofseth Aqua ASの持株会社）およびSyvde Eiendom ASの株式譲渡による特別利益2,646百万円、喜茂別物流センター事業計画見直しに伴う減損損失598百万円、箱崎物流センター閉鎖に伴う事業所撤去損失234百万円を計上しております。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

売上高		
第 73 期	前期比 3.7% 減	第 74 期
115,025 百万円		110,782 百万円
経常利益		
第 73 期	前期比 25.4% 減	第 74 期
3,701 百万円		2,762 百万円

営業利益		
第 73 期	前期比 24.9% 減	第 74 期
3,412 百万円		2,562 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		
第 73 期	前期比 54.0% 増	第 74 期
2,340 百万円		3,605 百万円

◆冷蔵倉庫事業◆

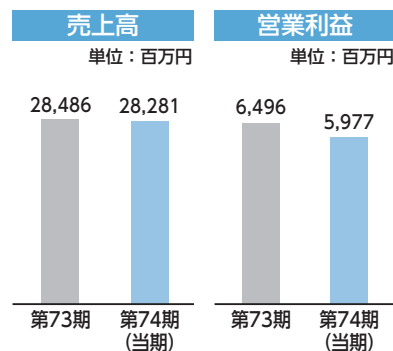
当連結会計年度、冷蔵倉庫事業は減収減益となりました。

コロナ禍のなか、前期は荷動きの停滞により在庫が増加しましたが、当期はその反動で荷主各社が在庫調整を行ったため、在庫量が減少しました。

また、海上コンテナ不足に起因する貨物の入庫遅れから、在庫量の回復に時間がかかり、利益を押し下げる要因となりました。

タイの連結子会社THAI YOKOREI CO.,LTD.は主要品目である畜産品等の、コロナ禍によるメーカー工場のワーカー不足や在庫調整により在庫量が減少したため減収減益となりました。

以上の結果、冷蔵倉庫事業の業績は、売上高は28,281百万円（前期比0.7%減）、営業利益は5,977百万円（前期比8.0%減）となりました。



◆食品販売事業◆

当連結会計年度、食品販売事業は減収となりました。

国内の食品販売は、中期経営計画の重要施策である収益性向上のための構造改革が進み、減収ながら大幅な増益となりました。

水産物は減収増益となりました。うなぎ、鮭鱒、カニなどの主要品目で、適正在庫に抑えながら利益重視の販売を進め、増益となりました。

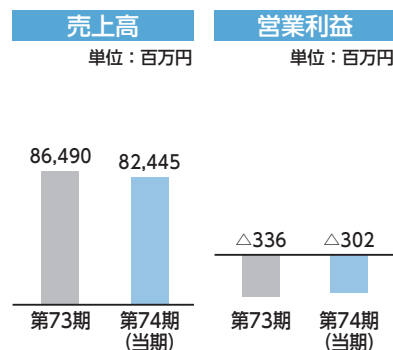
畜産物は減収増益となりました。相場が高騰したため、取扱量を抑えたビーフが減益となりましたが、コロナ禍のなか、メーカーや量販向けに販路を拡大したチキンや、利益重視の販売を進めたポークが増益となりました。

農産物は量販・メーカー向けの野菜の取扱量を増やし、増収増益となりました。

ノルウェー養殖事業は、増収減益となりました。シーライス（寄生虫）除去に伴う成長の遅れとへい死率の増加によって生産コストが増加し、売上原価を押し上げたため大幅な減益となり、食品販売事業セグメントの営業損失要因となりました。

以上の結果、食品販売事業の業績は、売上高82,445百万円（前期比4.7%減）、営業損失302百万円（前期は336百万円の営業損失）となりました。

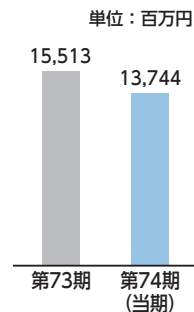
なお、2021年9月28日開催の取締役会において、ノルウェーサーモン事業の拡大・強化をはかることを目的として、ノルウェー養殖事業の再編を決議しました。同国で養殖事業を運営するHofseth Aqua ASは非連結化しますが、当社は引き続きトラウトの取扱いを積極的に行うだけでなく、よりマーケットの大きいアトランティックサーモンを加え、日本国内およびアセアン地域でのノルウェーサーモン事業の拡大をはかってまいります。



②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は13,744百万円であり、実施した設備投資の主なものは次のとおりであります。

- ・福岡ISLAND CITY物流センターの新設
冷蔵設備保管収容能力32,265トン、2021年1月完成稼働
- ・気仙沼ソーティングスポットⅡの新設
冷蔵設備保管収容能力8,129トン、凍結能力180トン、
2021年7月完成稼働
- ・千葉リサーチパーク物流センター（仮称）の新設、工事中
冷蔵設備保管収容能力約30,400トン、2023年2月完成稼働予定
- ・恵庭スマート物流センター（仮称）の新設、工事中
冷蔵設備保管収容能力約30,500トン、2023年5月完成稼働予定



③資金調達の状況

設備投資等のための資金調達を行いました結果、当連結会計年度末における長期借入金残高は、35,316百万円となりました。また、2021年9月27日に、財務基盤の強化、サステナビリティ経営の強化・加速、資金調達の多様化を図るべく、「第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)(サステナビリティボンド)」10,000百万円を発行いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

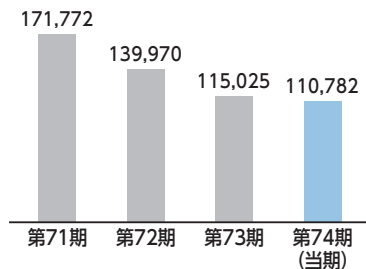
①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 71 期 (2018年 9 月期)	第 72 期 (2019年 9 月期)	第 73 期 (2020年 9 月期)	第 74 期 (当期) (2021年 9 月期)
売上高(百万円)	171,772	139,970	115,025	110,782
経常利益(百万円)	5,373	4,945	3,701	2,762
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,343	3,385	2,340	3,605
1株当たり当期純利益(円)	59.63	57.77	39.86	61.30
総資産(百万円)	186,791	179,247	179,935	178,203
純資産(百万円)	78,858	80,580	79,975	82,568

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株式数を控除しております。

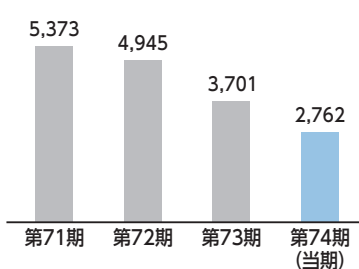
売上高

単位：百万円



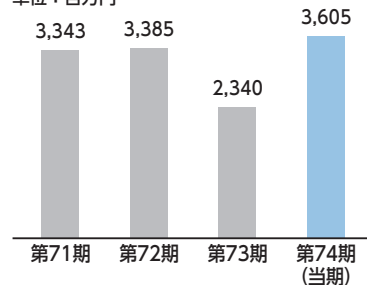
経常利益

単位：百万円



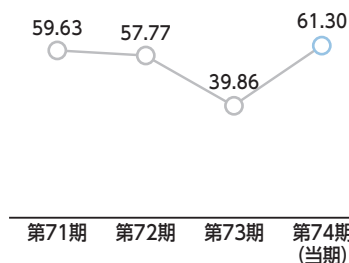
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



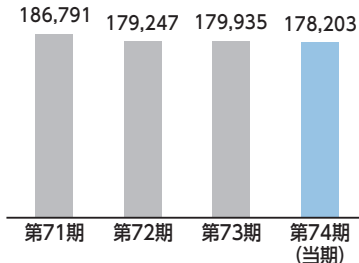
1株当たり当期純利益

単位：円



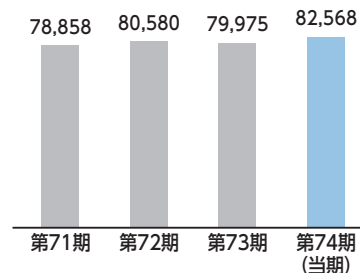
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 71 期 (2018年 9月期)	第 72 期 (2019年 9月期)	第 73 期 (2020年 9月期)	第 74 期 (当期) (2021年 9月期)
売上高(百万円)	117,337	105,489	103,626	102,595
経常利益(百万円)	3,796	3,899	4,153	4,096
当期純利益(百万円)	2,349	2,747	5,784	2,414
1株当たり当期純利益(円)	41.90	46.87	98.50	41.06
総資産(百万円)	143,711	139,804	170,799	173,908
純資産(百万円)	73,066	73,539	80,033	80,396

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬 B I P 信託」が所有する当社株式数を控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
THAI YOKOREI CO.,LTD.	千パーツ 837,500	% 66.2	冷蔵倉庫事業
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	千パーツ 30,000	% 35.0	冷蔵倉庫事業

- (注) 1. 2021年1月28日開催の取締役会決議により、Syvde Eiendom ASの当社保有株式の全てを Hofseth Internatinal ASに譲渡しております。これに伴い、Syvde Eiendom ASは当社の連結範囲から外れております。
2. 2021年9月28日開催の取締役会決議により、Hofseth Aqua ASの持株会社であるHIYR ASの当社保有株式の全てを Hofseth Internatinal ASに譲渡しております。これに伴い、HIYR AS、Hofseth Aqua AS及びHofseth Aqua ASの子会社であるAspoy ASは当社の連結範囲から外れております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2020年より、10年後の2030年に向けた長期方向性「ヨコレイ事業ビジョン2030」および「ヨコレイサステナビリティビジョン2030」を掲げました。

また、実現に向けた第一ステージとして2023年を最終年度とする中期経営計画（第1期）「創る力」を定めました。

事業環境につきましても、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、経済環境も回復に向かうと予想されますが、変異株の流行やブレイクスルー感染の発生など、感染状況は日々変化しており、引き続き注視していく必要があります。

一方で、政府が発表した「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた脱炭素化の動きをはじめとする環境対策や、少子高齢化対策、働き方改革など、企業の持続的な成長に向け、様々な問題への解決が必要となるなか、当社グループは以下の成長戦略を推進してまいります。

ヨコレイ 事業ビジョン 2030 - ありたい姿 -

企業理念：会社は社会の公器であり、利益は奉仕の尺度である

冷蔵倉庫事業 2030ビジョン

伝統と革新を融合したスマートコールドサービスをお約束します

3つの指針（冷蔵倉庫事業）

- ・環境配慮No.1を強みとした低温物流事業の更なる強化
- ・多機能物流センターで高効率とダイバーシティをけん引
- ・ステーキホルダーに選ばれ続けるヨコレイ品質で世界へ

食品販売事業 2030ビジョン

お客様とともに食の独自価値を実現し、生産者に寄り添い守り、世界の食卓を豊かにします

3つの指針（食品販売事業）

- ・過去から脱却し時代の変化に対応し、お客様とともに独自価値を実現
- ・あらゆる資源を活用し、グローバル展開を加速
- ・持続可能な食と地域づくりの実践を強みにした事業展開

ヨコレイ サステナビリティビジョン 2030

明るい食の未来へ ～ヨコレイは食の安定供給により、持続可能な社会に貢献します～

マテリアリティ

地球環境との共生

働きがいのある
職場づくり

より高い品質・
サービスの提供

地域社会と
ともに発展

経営基盤の強化・
健全性の確保

中期経営計画（第Ⅰ期）の全体像－全体方針及び事業別方針－

中期経営計画 全体方針

創る力

冷蔵倉庫事業

〈事業別方針〉

経営環境の変化を先取りした事業モデルを**創造**、お客様へ新たな価値を提供する

食品販売事業

〈事業別方針〉

過去からの脱却、強みと絆を活かし、時代のニーズに適応した食の価値を**創出**する

経営基盤

グローバル化を支える人材を**創り**、企業価値向上に資する改革を絶え間なく推進

中期経営計画重点戦略

（冷蔵倉庫事業）

冷蔵倉庫事業では、当社グループの利益の根幹である冷蔵倉庫新設をはじめ、3年間で300億円となる積極的な投資を行うことで、持続的な成長をはかってまいります。

今後、冷凍食品やEコマースの利用頻度が増加することで、冷蔵倉庫の需要は更に伸びると想定しており、引き続き物流の要衝に新たな冷蔵倉庫を建設し、冷蔵ネットワークの拡充をはかります。また、省人化・省力化、ダイバーシティの推進のため、DXやITロボティクスへの投資を行ってまいります。

（食品販売事業）

食品販売事業では、食資源の安定的な調達・供給ネットワークを構築し、持続的な成長をはかります。

コロナ禍のなか、海外ではワーカー不足による生産量の減少、海上コンテナ不足による運送費の増加など、調達コストが高騰しています。一方で日本国内では、価格上昇を販売価格に転嫁しづらい状況が続いており、安定的な資源調達ルートを確認する必要があります。

そこで海外では、ノルウェー産サーモンをはじめとする付加価値のある水産資源を確保し、国内では、国内有数の水揚げ港に最新鋭の選別・凍結設備を建設し、水産品の買付から凍結、保管、販売までを一貫して自社で行うビジネスモデルを確立するなど、国内外で当社独自の調達・販売チャネルを持つ「事業品」の取組に注力し、資源調達ルートの確保および輸出をはじめとする販路拡大を進めてまいります。

以上の方針により、次期の業績見通しは、売上高107,000百万円、営業利益3,700百万円、経常利益4,100百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,800百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

冷蔵倉庫事業 水産品・畜産品・農産品などの冷蔵・冷凍保管、凍結

食品販売事業 水産品・畜産品・農産品などの加工・販売

(6) 主要な事業所 (2021年9月30日現在)

①当社の主要な事業所

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号(登記上の本店)

本社 横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号

みなとみらいグランドセントラルタワー7階

				冷蔵倉庫事業	食品販売事業
北	海	道		6ヶ所	2ヶ所
青	森	県		1ヶ所	1ヶ所
宮	城	県		3ヶ所	2ヶ所
茨	城	県		1ヶ所	1ヶ所
埼	玉	県		4ヶ所	—
千	葉	県		—	1ヶ所
東	京	都		3ヶ所	8ヶ所
神	奈	川	県	5ヶ所	1ヶ所
静	岡	県		2ヶ所	1ヶ所
愛	知	県		4ヶ所	2ヶ所
大	阪	府		4ヶ所	2ヶ所
兵	庫	県		1ヶ所	—
福	岡	県		2ヶ所	2ヶ所
佐	賀	県		3ヶ所	1ヶ所
長	崎	県		3ヶ所	2ヶ所
宮	崎	県		2ヶ所	—
鹿	児	島	県	5ヶ所	1ヶ所
合			計	49ヶ所	27ヶ所

②主要な子会社の事業所

会社名	所在地
THAI YOKOREI CO.,LTD.	本社：タイ王国
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	本社：タイ王国

(7) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減(人)
冷蔵倉庫事業	1,292 (42)	+23 (△4)
食品販売事業	259 (16)	△98 (0)
その他事業	—	—
全社(共通)	101 (5)	+5 (+1)
合計	1,652 (63)	△70 (△3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,334 (63)	+51 (△3)	35.9	11.8

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	19,732百万円
株式会社三井住友銀行	10,000百万円
農林中央金庫	9,834百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,987百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,187百万円
株式会社みずほ銀行	1,841百万円
Bangkok Bank Public Co., Ltd.	1,513百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 160,000,000株

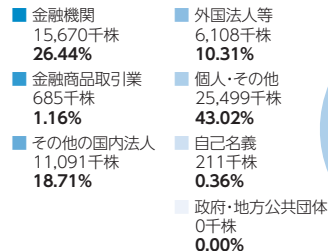
(2) 発行済株式の総数 59,055,659株

(自己株式211,025株を除く)

(3) 株主数 16,230名

(4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,275	8.93
株式会社 松岡	2,551	4.32
第一生命保険株式会社	2,205	3.73
株式会社 横浜銀行	2,176	3.68
農林中央金庫	1,473	2.49
株式会社 八丁幸	1,411	2.39
横浜冷凍従業員持株会	1,192	2.01
株式会社 サカタのタネ	1,022	1.73
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,014	1.71
横浜振興株式会社	892	1.51

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は、2020年12月22日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、取締役8名（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬として、2021年1月22日付で自己株式62,800株を割り当てております。

②役員報酬B I P信託

当社は、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度として役員報酬B I P信託を導入しております。2020年9月30日現在において、日本マスタートラスト信託銀行（役員報酬B I P信託口）が所有する当社株式は222,500株です。なお、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入したことにより、追加拠出は行っておりません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

役 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉川俊雄	
代表取締役社長	松原弘幸	管理本部長 中期経営計画推進委員長
取締役副社長	井上祐司	事業部門担当 広報IR部・SDGs推進担当
取締役	越智孝次	販売事業本部長
取締役	吉川尚孝	投融資部長 兼 広域販売グループ 統括部長 兼 広域販売事業部長
取締役	花澤幹夫	管理副本部長 兼 総務人事統括部長 兼 AEO総括管理室長
取締役	古瀬健児	国内産地販売グループ統括部長
取締役	岡田洋	海外戦略室長（ノルウェー駐在）
取締役	加瀬兼司	加瀬公認会計士事務所公認会計士
取締役	酒井基次	認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ理事
取締役	堀合洋祐	公認会計士堀合事務所公認会計士
常勤監査役	井上啓造	
常勤監査役	林修三	
監査役	棚橋栄蔵	銀座インペリアル法律事務所弁護士
監査役	宗像久男	(株)パソナグループ顧問 (株)セーフティネット新規事業開拓顧問

- (注) 1. 加瀬兼司、酒井基次、堀合洋祐の各氏は、社外取締役であります。
 2. 井上啓造、林修三、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役 加瀬兼司、酒井基次、堀合洋祐、社外監査役 井上啓造、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役 林修三氏は、金融機関における豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 2020年12月22日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、監査役 中西啓文、社外監査役 阿部博康、西元徹也の各氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役を半数以上とする指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

1) 全体像

当社役員に対する報酬については、①固定報酬となる「基本報酬」 ②単年度業績を反映できる「業績連動賞与」 ③中長期的業績を反映できる「譲渡制限付株式報酬」により構成する。

役員のうち非業務執行役員である社外取締役及び監査役に関しては、業績連動報酬等の変動報酬がなじまないことを勘案し、基本報酬のみとする。

全役員とも役員退職慰労金制度は、無とする。

2) 報酬の種類ごとの内容

ア. 基本報酬

取締役に関しては、株主総会決議の範囲内で、他社水準及び当社従業員の給与水準を総合的に考慮し決定する。監査役に関しては、監査役の協議により個別報酬額を決定する。

イ. 業績連動賞与

株主総会決議の範囲とし、単年度業績を反映できる業績連動賞与の総額は、毎期の連結経営成績の①「営業利益」 ②「経常利益」 ③「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とする。目標を達成した場合の基準額を100とした場合、前年対比及び決算短信で開示した計画数値の達成度を勘案し、0から150の範囲で変動させ決定する。

その結果から他社動向等を勘案し、前後10%を上限とし変動させることを可能としている。ただし、その場合においても0から150の範囲内としている。

なお指標については、本業の状況を示す「営業利益」を最も重要な指標と位置づけ、その他客観的で恣意的な評価操作が介在する余地がなく透明性のある指標として「経常利益」「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用する。

ウ. 譲渡制限付株式報酬

株主総会決議に基づき、取締役と株主のより一層の価値共有を進めることを目的に中長期的業績を反映できるものとして譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

なお本制度による譲渡制限の解除は取締役退任時とし、付与株式の総数の上限は、年92,000株とする。

対象取締役に対する各事業年度付与株式数 (単位：株)

役 位 名	在 任 期 間				
	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上
取 締 役 会 長 取 締 役 社 長	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
取 締 役 副 社 長 専 務 取 締 役	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000
常 務 取 締 役	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
取 締 役 (常 勤)	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数（支給対象）
取締役	基本報酬	年額200百万円以内 (うち社外取締役分 20百万円以内) * 使用人分給与は 含まない	2015年12月22日	12名 (うち社外取締役2名)
	業績連動賞与 * 社外取締役は対象 外	年額90百万円以内 * 使用人分給与は 含まない	2019年12月20日	8名
	譲渡制限付株式報酬 * 社外取締役は対象 外	年額120百万円以内 年間92,000株以内	2019年12月20日	8名
監査役	基本報酬	年額50百万円以内	2014年12月19日	4名

3) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定

金銭報酬である「基本報酬」、「業績連動賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」の割合は、目標を達成した場合、6：2：2を目安に設定する。

このうち「業績連動賞与」は、毎期の営業利益等の業績達成度合いにより変動するよう設定しているが、最終的には指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。

「譲渡制限付株式報酬」については、毎年1回、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。具体的には、決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値に基づき算定された額を現物出資財産として給付し株式交付を行うこととする。

4) 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定

「基本報酬」に関しては毎月支給を行うこととする。

「業績連動賞与」、「譲渡制限付株式報酬」については、毎年の定時株主総会終結直後に開催される取締役会において決定され、「業績連動賞与」に関しては即日、「譲渡制限付株式報酬」については、当該取締役会決議日の原則翌月中に一括して支給する。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任について

当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の部門評価と個人評価を総合的・客観的に行うことのできる代表取締役社長が適任者であることから、代表取締役社長松原弘幸に金銭報酬の取締役個人別配分を決定する権限を委任する。なお、独立した社外取締役が半数以上で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問することで適切な権限行使に係る措置を講じている。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取 締 役	11	124	24	54	203
(うち社外取締役)	(3)	(17)	(-)	(-)	(17)
監 査 役	7	35	-	-	35
(うち社外監査役)	(6)	(32)	(-)	(-)	(32)
合 計	18	160	24	54	238
(うち社外役員)	(9)	(49)	(-)	(-)	(49)

- (注) 1. 業績連動賞与の額の算定上の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、算定方法は①2)イ.に記載のとおりです。当事業年度における達成度は78%でした。
2. 上記業績連動賞与は、2021年12月支給予定の見積り額です。
3. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2.(5) その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。
4. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、打ち切り支給の対象となる監査役3名のうち、当事業年度中に退任した社外監査役2名に対して5,600千円を支給しております。
5. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現取締役4名に対しては総額261,840千円、現社外監査役1名に対しては総額1,500千円の範囲内で打ち切り支給を行います。なお、支給時期は取締役又は監査役の退任時としております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 加瀬兼司、酒井基次、堀合洋祐及び社外監査役 井上啓造、林修三、棚橋栄蔵、宗像久男の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと又は、他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 加瀬兼司氏は、加瀬公認会計士事務所の公認会計士を兼務しております。なお、当社は加瀬公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

社外取締役 酒井基次氏は、認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブの理事を兼務しております。なお、当社は認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブとの間に特別の関係はありません。

社外取締役 堀合洋祐氏は、公認会計士堀合事務所の公認会計士を兼務しております。なお、当社は公認会計士堀合事務所との間に特別の関係はありません。

社外監査役 棚橋栄蔵氏は、銀座インペリアル法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社は銀座インペリアル法律事務所との間に特別の関係はありません。

社外監査役 宗像久男氏は、(株)パソナグループの顧問及び(株)セーフティネットの新規事業開拓顧問を兼務しております。なお、当社は(株)パソナグループ及び(株)セーフティネットとの間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）		主な活動状況
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)	
取締役 加瀬 兼司	13	100	—	—	公認会計士としての豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能に貢献しております。
取締役 酒井 基次	13	100	—	—	監査部門等での豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能に貢献しております。
取締役 堀合 洋祐	9	90	—	—	公認会計士としての豊富な経験及び企業財務に関する十分な知見から有用な発言を行っております。
監査役 井上 啓造	10	100	10	100	企業経営や監査に携わった経験から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 林 修三	10	100	10	100	財務及び会計の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 棚橋 栄蔵	13	100	13	100	弁護士としての豊富な経験と見識から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 宗像 久男	10	100	10	100	危機管理の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役職務執行に関して、意見の表明を行っております。

(注) 社外取締役 堀合洋祐氏及び社外監査役 井上啓造氏、林修三氏、宗像久男氏の取締役会及び監査役会への出席状況については、各氏が社外取締役及び社外監査役に就任してからの状況であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78,000千円
・公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4,800千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、当社取締役と会計監査人からその監査計画詳細の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について聴取したうえで検証を行いました。その結果、監査役会は、会計監査人の報酬等の額について必要な監査品質を十分維持しうるための水準であると判断し、同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、社債発行における監査人から引受事務幹事会社への書簡作成に関する業務及び新会計基準適用に係る助言業務を依頼しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、指名・報酬諮問委員会の設置に伴い、2019年10月25日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部を改定いたしました。会社法で求められる体制に加え、金融商品取引法に基づく、「財務報告の適正性を確保するための体制」を重要な視点として定めて、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めています。基本方針の概要及び運用状況は、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

- ①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
 - 2) コンプライアンス管理規程に基づき、管理本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
 - 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」を当社の総務部に設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては内部通報処理規程に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
 - 4) 代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
 - 5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
 - 6) 監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
 - 7) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に管理本部長を任命しています。
 - 2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規程」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
 - 3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底させています。
- 2) 取締役会で、リスク管理規程を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署及び緊急時の対応等を定めています。
- 3) 管理本部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行い、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理していきます。
- 4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。

④財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規程」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行い、有効性の評価を行っています。
- 2) 内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っていきます。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- 2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い、経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- 3) 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。当諮問委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保しています。
- 4) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討した上で取締役会に付議いたします。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程及び同規程に基づく子会社運営細則により、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理しています。

当社の定例取締役会または経営会議で、子会社の代表取締役等から業務執行・財務状況・その他重要な情報について定期的に報告を受けています。

- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に基づき各子会社は、リスク管理責任者を設置しリスク発生の防止、発見等に努めています。

各子会社は、損失の危険を把握した場合には速やかに当社のリスク管理委員会に報告することを定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するリスク管理体制を構築しています。

- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業特性や規模等を考慮し、適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定しています。

子会社の管理責任者である当社の管理本部長は、子会社の代表取締役等から事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、その内容を検討し、必要があるときは助言を行い当社の取締役会に報告します。

- 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社運営細則に基づき各子会社は、当社のコンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を全役員及び全従業員に周知徹底しています。

当社のコンプライアンス管理規程に基づき各子会社は、コンプライアンス担当責任者を設置しコンプライアンスの推進及び教育指導等を実践しています。

当社の内部監査室が、コンプライアンス遵守状況を含めた子会社の監査を定期的実施しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役会から、監査役の職務を補助する使用人を要請された場合には、監査役会と協議して設置します。
- 2) 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとします。

⑧当社の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
- 2) 当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行います。
- 3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告を行います。
- 4) 当社及び子会社は、当社の監査役への報告を行った者に対してこれを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。

⑨監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- 2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等について毎期予算を設けています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長等で構成される経営会議のメンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- 2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。
- 3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①内部統制システムの整備に関する基本方針の周知

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の趣旨、内容等について当社及び子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

②コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス基本方針及び随時更新しているコンプライアンスマニュアル（行動規範）をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。また、リスク管理室によるコンプライアンス関連コラムの全社発信やコンプライアンス連絡会議の開催等を定期的に行うことで、より一層の充実に努めるとともに、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の設置による内部通報しやすい環境の整備も行っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し（2020年10月及び2021年4月）、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役に報告しております。

③リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、子会社の代表取締役等をメンバーに入れた経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

④グループ管理体制

毎月開催される経営会議で子会社の代表取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握・助言できる体制になっております。さらに、子会社の意思決定については、グループ経営における重要度に応じ、当社と事前協議を行う体制をとっております。また、当社の内部監査室が子会社の業務監査を定期的を実施しております。

⑤監査役への報告体制

当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行っております。

⑥取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる機能向上を図るため、2019年から全取締役を対象にアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題及び今後に向けた取り組みについて取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。当事業年度は2021年8月に実施いたしました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に実効性の評価を行い、必要な議論を進めてまいります。

⑦新型コロナウイルス感染症対策

当社は、新型コロナウイルス感染症対策として、2020年3月に危機管理委員会を設置し、事業継続計画の一環として、感染リスクを避けるための勤務体制や、感染者が発生した場合の対応を検討し、対応マニュアルを策定・実施しております。また、ワクチンの職域接種を推進するとともに、感染拡大状況に応じて、その都度適切な行動をとるための指示を発出し、全役員及び全従業員に周知徹底しております。

連結貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	41,376	流動負債	34,293
現金及び預金	3,170	支払手形及び買掛金	4,709
受取手形及び売掛金	11,827	短期借入金	14,013
商品	11,743	1年内返済予定の長期借入金	6,007
前渡金	322	リース債務	77
短期貸付金	5,303	未払法人税等	1,071
その他	9,090	賞与引当金	788
貸倒引当金	△81	役員賞与引当金	24
		その他	7,600
固定資産	136,826	固定負債	61,341
有形固定資産	93,464	社債	30,000
建物及び構築物	53,339	長期借入金	29,309
機械装置及び運搬具	8,833	リース債務	175
土地	29,597	繰延税金負債	195
リース資産	238	役員報酬B I P信託引当金	143
建設仮勘定	579	退職給付に係る負債	720
その他	876	資産除去債務	91
無形固定資産	2,287	その他	705
のれん	102	負債合計	95,634
その他	2,185		
投資その他の資産	41,074	純 資 産 の 部	
投資有価証券	37,014	株主資本	77,550
長期貸付金	3,816	資本金	14,303
その他	832	資本剰余金	14,394
貸倒引当金	△588	利益剰余金	49,188
資産合計	178,203	自己株式	△336
		その他の包括利益累計額	3,850
		その他の有価証券評価差額金	3,630
		繰延ヘッジ損益	△65
		為替換算調整勘定	199
		退職給付に係る調整累計額	86
		非支配株主持分	1,167
		純資産合計	82,568
		負債純資産合計	178,203

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		110,782
売上原価		96,985
売上総利益		13,797
販売費及び一般管理費		11,234
営業利益		2,562
営業外収益		
受取利息	610	
受取配当金	249	
雑収入	772	1,633
営業外費用		
支払利息	593	
支払手数料	205	
貸倒引当金繰入額	275	
雑支出	359	1,433
経常利益		2,762
特別利益		
関係会社株式売却益	2,646	2,646
特別損失		
減損損失	598	
事業所撤去損失	234	833
税金等調整前当期純利益		4,575
法人税、住民税及び事業税	1,376	
法人税等調整額	△472	903
当期純利益		3,672
非支配株主に帰属する当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		3,605

連結株主資本等変動計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,303	14,387	46,941	△382	75,248
当期変動額					
剰余金の配当			△1,357		△1,357
親会社株主に帰属する当期純利益			3,605		3,605
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		46	54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	7	2,247	46	2,301
当期末残高	14,303	14,394	49,188	△336	77,550

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,334	△20	△1,824	△82	2,406	2,319	79,975	
当期変動額								
剰余金の配当					—		△1,357	
親会社株主に帰属する当期純利益					—		3,605	
自己株式の取得					—		△0	
自己株式の処分					—		54	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△703	△44	2,023	168	1,444	△1,152	291	
当期変動額合計	△703	△44	2,023	168	1,444	△1,152	2,593	
当期末残高	3,630	△65	199	86	3,850	1,167	82,568	

貸借対照表 (2021年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	40,864
現金及び預金	3,005
受取手形	22
売掛金	11,517
商品	11,684
貯蔵品	72
前渡金	330
関係会社短期貸付金	235
短期貸付金	5,064
その他	9,011
貸倒引当金	△79
固定資産	133,044
有形固定資産	87,302
建物	46,930
構築物	1,816
機械装置	7,767
車両運搬具	338
工具、器具及び備品	532
土地	29,138
リース資産	200
建設仮勘定	579
無形固定資産	2,182
借地権	1,538
ソフトウェア	557
電話加入権	28
その他	58
投資その他の資産	43,559
投資有価証券	36,005
関係会社株式	3,544
出資金	10
従業員に対する長期貸付金	6
関係会社長期貸付金	249
長期貸付金	3,560
破産更生債権等	79
長期前払費用	9
差入保証金	478
その他	202
貸倒引当金	△588
資産合計	173,908

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	32,452
買掛金	4,709
短期借入金	12,500
1年内返済予定の長期借入金	5,867
リース債務	61
未払金	2,269
未払法人税等	1,061
未払費用	2,068
前受金	5
預り金	95
賞与引当金	788
役員賞与引当金	24
その他	3,002
固定負債	61,060
社債	30,000
長期借入金	29,033
リース債務	158
繰延税金負債	156
退職給付引当金	771
役員報酬B I P 信託引当金	143
資産除去債務	91
長期預り金	93
長期デリバティブ負債	348
長期未払金	263
負債合計	93,512
純 資 産 の 部	
株主資本	76,831
資本金	14,303
資本剰余金	14,394
資本準備金	14,346
その他資本剰余金	47
利益剰余金	48,469
利益準備金	1,004
その他利益剰余金	47,464
圧縮記帳積立金	286
別途積立金	44,610
繰越利益剰余金	2,568
自己株式	△336
評価・換算差額等	3,565
その他有価証券評価差額金	3,630
繰延ヘッジ損益	△65
純資産合計	80,396
負債純資産合計	173,908

損益計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
商品売上高	76,023	
冷蔵庫収入	26,516	
その他事業収入	55	102,595
売上原価		
商品売上原価	70,419	
冷凍事業原価	20,896	
その他事業原価	△5	91,309
売上総利益		11,285
販売費及び一般管理費		7,588
営業利益		3,696
営業外収益		
受取利息	629	
受取配当金	547	
雑収入	594	1,771
営業外費用		
支払利息	482	
支払手数料	205	
貸倒引当金繰入額	275	
雑支出	408	1,371
経常利益		4,096
特別利益		
関係会社株式売却益	218	218
特別損失		
減損損失	598	
事業所撤去損失	234	833
税引前当期純利益		3,481
法人税、住民税及び事業税	1,462	
法人税等調整額	△396	1,066
当期純利益		2,414

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剩 余 金				利 益 剩 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 剩 余 金	資 剩 余 本 金 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剩 余 金			
						圧縮記帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剩 余 金	
当期首残高	14,303	14,346	40	14,387	1,004	296	40,210	5,900	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				－				△1,357	
当期純利益				－				2,414	
圧縮記帳積立金の取崩				－		△10		10	
別途積立金の積立				－			4,400	△4,400	
自己株式の取得				－					
自己株式の処分			7	7					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－					
事業年度中の変動額合計	－	－	7	7	－	△10	4,400	△3,332	
当期末残高	14,303	14,346	47	14,394	1,004	286	44,610	2,568	

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計						
当期首残高	47,411	△382	75,719	4,334	△20	4,313	80,033
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,357		△1,357			－	△1,357
当期純利益	2,414		2,414			－	2,414
圧縮記帳積立金の取崩	－		－			－	－
別途積立金の積立	－		－			－	－
自己株式の取得	－	△0	△0			－	△0
自己株式の処分	－	46	54			－	54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－		－	△703	△44	△748	△748
事業年度中の変動額合計	1,057	46	1,111	△703	△44	△748	363
当期末残高	48,469	△336	76,831	3,630	△65	3,565	80,396

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹貴也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜冷凍株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年11月19日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三澤幸之助 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹貴也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画書を策定し、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画、監査方針、監査業務の分担等に従い、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月24日

横浜冷凍株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	井上啓造 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	林修三 ㊟
社外監査役	棚橋栄蔵 ㊟
社外監査役	宗像久男 ㊟

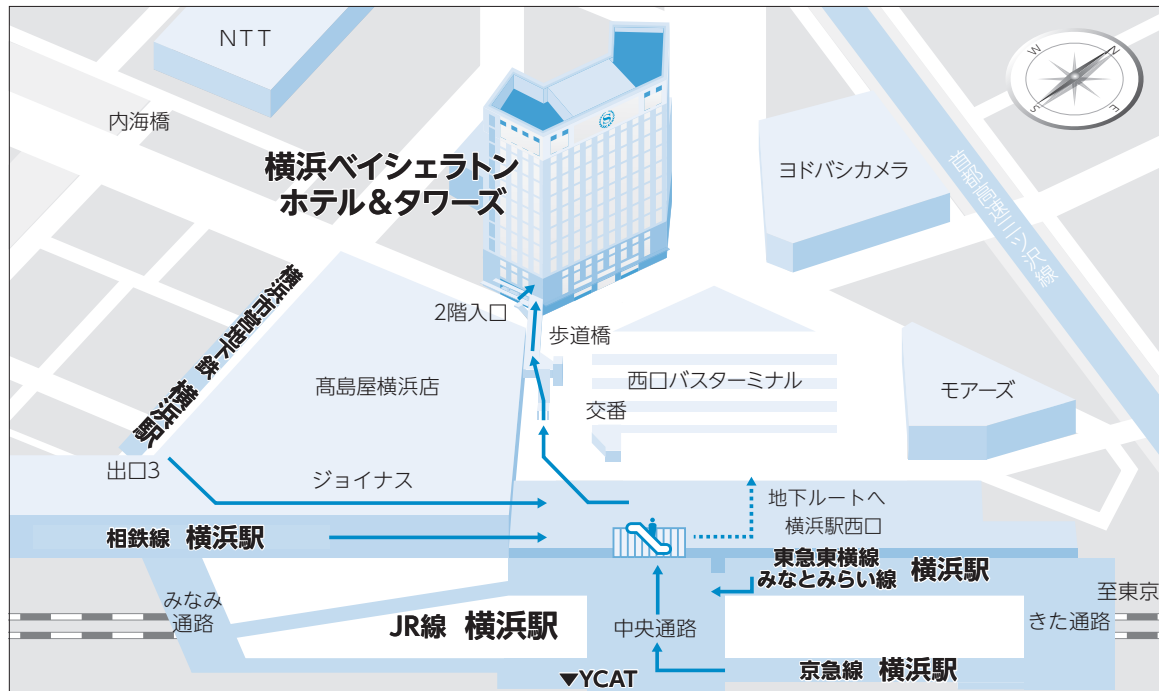
以上

株主総会会場ご案内図

■会場

横浜ベイシェラトン ホテル& Towers (5階)「日輪」

横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話:(045)411-1111(代表)



■交通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」

西口から徒歩約5分

地下ルートのご案内

ジョイナス(西口地下街)を通り、「南6」出口方面へお越しいただくのが便利です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。